

# ひかくほう

News  
Letter

第51号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## 学術シンポジウムの開催について

日本比較法研究所 所長 伊藤 壽英

当研究所は、「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」というテーマで、中央大学第26回学術シンポジウムを担当することとなりました。2014年度から、3年の研究活動を行い、本年12月17日（土）、多摩キャンパスにおいてシンポジウムを開催いたします。

全体テーマ「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」は、現代において、経済や社会のグローバル化の進展により生ずる多様な法的紛争を公正かつ迅速に解決することが喫緊の課題となっている中で、当研究所は、「比較法研究を通じて世界平和に貢献すること」を理念として設立された経緯から、このような課題に向けて、総力をあげて取り組むことが責務であると考え、これまでの比較法的研究の蓄積と実務的解決への貢献により、その成果を広く社会に披瀝することを期待して設定いたしました。

研究にあたっては、以下の6つの研究プロジェクトが設置され、それぞれ、活発な研究が行われております。

- (1) 裁判規範の国際的平準化 (植野妙実子)
- (2) リーガルサービスのグローバル化と弁護士法 (森勇)
- (3) サイバースペースの法的課題と実務的対応 (堤和通)
- (4) 環境規制のグローバル化と実務的対応 (牛嶋仁)
- (5) 生命倫理規範のグローバル化と実務的対応 (只木誠)
- (6) 決済取引のグローバル化と実務的対応 (福原紀彦) ※ ( ) はプロジェクト主査

以下に、各プロジェクトのこれまでの活動状況と、今後の計画についてご紹介します。学術シンポジウムについては、当研究所のウェブサイトでご案内しております。また、各プロジェクトの研究会・講演会・シンポジウムの開催についても随時掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

### (1) 裁判規範の国際的平準化 (植野妙実子)

当グループは、昨今のグローバル化の影響で、国内の裁判所が他国の裁判所もしくは国を超えた広域を対象とする裁判所（例えば欧州人権裁判所）の影響を受けて、どのように裁判規範や裁判基準を変化させてきているか、統一化をはかっているかを検討することを目的としている。これまで次のような活動を行った。



講演会「欧州人権裁判所の判決の構造と影響」

1. 講演会 2015年3月5日  
於駿河台記念館 「欧州人権  
裁判所の判決の構造と影響」  
レフ・ガルリツキ（ワルシャワ  
大学教授 / 元欧州人権裁判所裁  
判官）

欧州人権裁判所は、個人申立  
を中心に判決を蓄積してきた。

その判決においては、敗訴国にかぎらず、すべての条約批准国及び国内機関が遵守すべき先例として基準を確立していることを知った。内容は比較法雑誌49巻2号に掲載。

## 2. 講演会 2015年6月29日 於駿河台記念館

「フランスの合憲性優先問題—法秩序の変容の証明」ベルトラン・マチュー (パリ第一大学教授)

フランスでは2008年7月23日の憲法改正によって、市民からの訴えによる法律の事後的違憲審査制が導入された。それを合憲性優先問題 (QPC) と呼ぶ。講演においては、QPC の概要とその後の実績が述べられ、QPC が、これまでのフランスの裁判のあり方に変化をもたらしていることが示された。内容は比較法雑誌50巻1号に掲載。

## 3. 講演会 2015年12月22日 於市ヶ谷田町校舎15階会議室 「コンセイユ・デタの裁判基準の憲法院への影響」 レジ・フレス (コンセイユ・デタ評定官)

コンセイユ・デタは合法性審査を通して命令の統制を行う。憲法院は合憲性審査を通して法律の統制を行う。こうした違いをふまえた上で、それぞれの歴史、制度、裁判官の構成、裁判基準などの相違を検討した。



レジ・フレス氏

QPC の発展によって、コンセイユ・デタでも破毀院でも、またそれぞれの下位の裁判所でも、憲法院の判決を配慮しなければならない状況が生まれ、裁判基準の統一化がはかられているフランスの状況を知った。内容は比較法雑誌50巻1号に掲載。

今後は、2016年6月27日にグザヴィエ・フィリップ (エクス・マルセイユ大学教授) の講演会「非常事態と国籍剥奪措置—2015年11月13日パリ同時テロに対する法的解決策」於市ヶ谷田町校舎15階会議室、10月22日にチエリー・ルノー (エクス・マルセイユ大学教授) の講演会「代理母をめぐる法的諸問題」コメンテーター建石真公子 (法政大学教授) 於駿河台記念館を予定している。

## (2) リーガルサービスのグローバル化と弁護士法 (森勇)

一昨年における「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」と題するシンポジウムにあっては、高度な専門性が要求されるリーガライゼーションの要請に応えるためには不可欠であり、その導入が長きにわたり議論されてきたもののいまだ実現していない「専門弁護士制度」と爆発的にその数を増しているが弁護士の基本的義務であるその「独立性」とのコンフリクトなどが問題となる「企業内弁護士」に関する日独比較研究を行った。このシンポジウムの成果は、日本比較法研究所研究叢書102『リーガルマーケットの展開と



スザンネ・オフィーマン・ブリュックハルト博士

と題するシンポジウムの成果は、日本比較法研究所研究叢書102『リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像』として2015年に刊行した。昨年度は、これを受けて、ドイツ弁護士法に造詣が深くかつ弁護士法実務にたずさわっている弁護士を招き、日弁連の共催をえて行った「守秘義務」に関する研究集会を開催した。ここでは、守秘義務がいかに深刻な問題であるかがドイツおよびEU の状況を通じて検討され、くわえて、マネーロンダリングや情報保護との関係調整の困難さが浮き彫りとされた。他方で、カルテルとのからみで、弁護士書面の秘匿性について、ドイツないしはEU と英米との間にギャップがあること、そのことが企業がガバナンスの中心をどの国におくかの考慮にあたって重要なファクターになっていることが示された。

本年度は、前年度の成果をより深め、ドイツ弁護士法の権威であるケルン大学教授による「弁護士の守秘義務と秘匿特権」についての研究集会を9月後半に行う予定である。この研究集会においては、可能であれば英米法圏よりも専門家の参加をえて、いくつかの国を取り上げた比較法的考察を行う機会となることを目指したい。予定が決まり次第開示するので、各位においては、是非ともご参加いただきたい。

これを受けて、12月の学術シンポジウムでは、弁護士の基本的義務と権利であるその「独立性」に関する一つのテーマに焦点を切り結び、今までの活動の成果をふまえるかたちでの報告を行う予定である。

なお、本学術シンポジウムに向けた活動ならびにこれまでの代表者の活動をいったん集大成する意味で、2017年4月上旬に、弁護士法に関するシンポジウムの開催を予定している。このシンポジウムでは、日独の研究者・実務家を報告者・コメンテーターとし、弁護士の基本的義務である「弁護士の独立」と「利益相反禁止」をテーマとして取り上げることとなっている。なお、このシンポジウムは、独日法律家協会の後援の下、アカデミックサイドでは中央大学日本比較法研究所とケルン大学弁護士法研究所、実務家サイドとして

は、日本弁護士連合会、ドイツ連邦弁護士会ならびにドイツ弁護士協会が共催するものとなる予定である。

### (3) サイバースペースの法的課題と実務的対応 (堤和通)

インターネットの普及と新たな活用、コンピュータの情報処理能力の向上は、人類社会にとっての新たな可能性と多くの課題を突き付けており、それは、18世紀後半に抽象的に捉えられていた、成熟した個人と個人間の差しでの交渉を基本に据えた古典近代の法制が、20世紀の変わり目に、社会の組織化(ウェーバー)とシステム化(デュルケムの有機的連帯)に直面して以来の、制度の前提や枠組みの見直しを迫るような深部での社会変容のひとつであるといえるだろう。本プロジェクトは、このような課題に取り組むにあたり、分野横断的に一法分野はもちろん、法の原理的要求の哲学的省察とサイバースペースに関する学際的調査研究を一あるべき法の形成とそのプロセスの見通しを得ることを目標に掲げる。

一昨年度には、「Privacy Seminar: Big Data, Freedom, and Public Safety」として、米国の実務家(国務省)とプライバシーの調査研究機関研究者を基調報告者に、昨年度には、「サイバー犯罪: 捜査とガバナンス」として、オーストラリアの刑事法学者を基調講演者に、日本の警察実務家(大学出向中)とプロヴァイダー



シンポジウム「サイバー犯罪: 捜査とガバナンス」

の法務責任者をパネリストに、また、今年度には、「TPPとデータプライバシー」として、個人情報保護法制に関するマレーシアの研究者を基調講演者に、日本の弁護士をパネリストに、それぞれお招きして、プロジェクトメンバーがパネリストあるいはモデレータとしてセミナー等を開催している。このうち、第二のものは、シンポジウム報告としてその一部を比較法雑誌49巻4号に掲載しており、第三のものは、近日刊行の比較法雑誌に掲載予定である。

本プロジェクトの課題の性質上、意義のある法の形成が「データと価値の綜合作用」(コー

ピング)によるのであれば、少なくとも、インターネットとコンピュータというテクノロジーに伴って到来しつつある社会像を含めた、サイバースペースの分析、個人情報の入手、蓄積、加工、利活用の全体像の把握、1960~70年代に第一期の興隆をみたプライバシー論と近時の「データベイルランス」に対応する新たな展開の整理統括、義務論上の不正概念、並びに制度や社会全体で最大化を目指すべき価値を問う目的論の再検討、それに、義務論、目的論の内容に適う、政府、市場(事業者・消費者)、コミュニティの役割が問われなければならないであろう。

学術シンポジウムでは、サイバースペースでの自由と安全のバランスのとり方を、プロジェクトメンバーの専攻にしたがって、犯罪捜査、データの利活用、民間事業者を含む各部門の役割についての提言を共同研究の成果の一部として公表することを予定している。

### (4) 環境規制のグローバル化と実務的対応 (牛嶋仁)

本プロジェクトでは、グローバル化に伴い、各国の環境規制が社会や企業にどのような影響を与え、どのような課題があるかなどについて、理論上、実務上の観点から幅広く検討している。

特に、①規制の調和(各国間規制のハーモナイゼーションの対象と範囲)と規制間競争(各国間規制に相違がある場合に生じる企業行動の対応)および②環境規制法の多様化の実態(企業行動や市民が影響を受けるソフト・ローや事実上の影響を含む)の2点に焦点を当てている。

したがって、各国の国内法・比較法の観点のみならず、国境を越える法効果(ソフト・ローや規制間競争など事実上の影響を含む)＝トランスナショナル法、国際法と国内法の交錯、多層的な法構造等も広く検討対象にしている。

これまでの活動としては、本プロジェクトの趣旨目的背景の確認のため、メンバーによる研究会を2回開催後、国内外(大学研究者、政府機関・準政府機関、NGO)からのゲストを招いて、セミナー・シンポジウムを4回開催(本研究所サイトに掲載されている開催実績表参照)し、ゲストとの議論により、上記検討

を進めてきた。

その結果、①循環型社会形成について、基礎作業として各国法制の相互参照を行った上で、事業者による公平負担や実行可能性を検討すべきこと（環境省水信氏）、②国境を越える事業活動による生態系被害の未然防止を図るためには、各国における法執行の実効性の確保、各国法制間のつなぎと調和、法執行資源の有効利用やガバナンスの観点からのNGO等市民団体との協働（以上、シンガポール国立大学 Lye 教授、トラフィック・イーストアジア・ジャパン白石プログラムオフィサー）が必要になった。③地球環境保全については、困難な国際条約締結の条件、パリ協定の国内法および事業者への影響とその評価を明らかにし（以上、環境省大井室長、名古屋大学高村教授）、地球環境保全と国際法、民事法、再生エネルギー、科学技術者との各関係について議論し、知見を深めた（以上、本学及びエクスマルセイユ大学他研究者による共同シンポジウム：Maljean-Dubois 氏、Hautereau-Boutonnet 教授、Truilhe-Marengo 氏、Lamoureux 教授、北海道大学児矢野教授、名古屋大学高村教授）。



スタッフセミナー「SDG（持続可能な発展目標）」

を促進するアジア太平洋地域のNGO連帯の試みについて議論し、知見を深めた（以上、シドニー大学 Boer 名誉教授、IGES の Olsen 研究員）。

今後の活動としては、国内外（大学研究者、国際機関、準政府機関）からのゲストを招いて、環境社会配慮等を中心にセミナー・シンポジウムを開催する予定である。

## （5）生命倫理規範のグローバル化と実務的対応（只木誠）

医療行為において、承諾・自己決定の主体である患者は、「承諾（同意）能力者」「限定的承諾（同意）能力者」「承諾（同意）無能力者」のいずれかとされるところ、承諾の有無、またその有効性の如何は、患者が「子どもである」「精神的な障害を有している」「高齢者である」場合、特に問題となっている。特に、認知症患者の増加がいわれる昨今、医療の格段の進歩のもと、高齢者患者自身が「理解し、選択し、決定する」問題の様相は一層際立っていると見えよう。本プロジェクトでは、医的侵襲における患者の承諾・拒否権について、また、承諾・拒否権に連なる発展的テーマとして、子どもや老人といった承諾能力が限定される、もしくはこれを有しない患者における承諾の問題について、加えて、これに関連して、高齢者社会における生命倫理と法の問題として、安楽死や尊厳死の問題について、わが国、また、ドイツをはじめとする各国の法的対応の現状を確認し、検討・検証することをテーマとしている。

このような趣旨のもと、本年1月27日（水）には、日本比較法研究所の共同研究グループ「生命倫理と法」の研究会の場にて「医療行為の正当化における患者の同意」をテーマとして意見交換を行い、また、3月22日（火）には、ハノーファー大学の Beck 教授による報告会「予想医学—法的観点から—」において、ドイツの「自殺援助処罰法案（死亡幫助禁止法案）」をめぐって討議を行うなどしてきたところである。

これらの成果を踏まえて、本年11月26日（土）に、ドイツからビュルツブルク大学 Hilgendorf 教授とボン大学 Böse 教授の二人を招き、シンポジウム「安楽死・尊厳死・治療中止／終末期における患者の承諾／高齢者患者の治療における承諾」を開催する予定である。高齢化社会を迎え、終末期医療に関心が高まる現在、特にヨーロッパでは、自己答責的に、ないしは自由な意思決定に基づいて自らの死を決定することの意義と重要性をめぐって議論が盛んであり、死に



研究会「医療行為の正当化における患者の同意」

瀕して、あるいは、死に向かって承諾能力が減弱ないし消滅していく終末期の患者にあって、自己決定と生命の尊重との相克のもと、いわゆるリビングウィルをどのように尊重していくのかが問われている。シンポジウムでは、安楽死・尊厳死・治療中止の問題から、これと不離の高齢者患者への医療行為における承諾の問題、また、近時法改正がなされたわが国の成年後見制度に基づく代諾の問題までを広く取り上げ、日本側の研究者、実務家とともに、多角的な視点から学際的検討を行うものである。

以上のような活動を通して、本プロジェクトでは、生命倫理規範のグローバル化のもと生成されようとしている国際的スタンダードとドメスティックな実務的対応との乖離をどのように調整するか、国際的な研究の各視点のもとで明らかにしていきたいと考えている。

## (6) 決済取引のグローバル化と実務的対応 (福原紀彦)

情報技術・金融技術の進展により、電子商取引・電子決済の取引実務が Fintech の呼称を得て、前代未聞の新たなステージを迎えようとしている。世界の各国と各地域では、従来型の取引や決済を想定する一般的な法規律を電子的な取引や決済に対応させるために、国際的協調を急激に進める傾向がみられ、そこに生成・展開する新たな法現象の解明は、比較法研究にとって、未来指向の先端的で極めて重要な課題となっている。伝統的で重厚な法システムを擁しつつ当該課題に取り組む先進諸国においても、電子的ネット・ワーク・決済システムなどのインフラ整備とともに当該課題を契機に関連法制度整備を進める途上国においても、当該課題を扱う比較法研究が、理論と実務を架橋する必要性をいっそう増しながら展開しつつある。国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)、経済協力開発機構 (OECD)、欧州共同体 (EU) 等の国際的イニシアティブのなかで提起され討議される課題に対して、わが国は、電子消費者契約法、電子記録債権法、資金決済法等をいち早く制定し、その後も必要に応じた改正や議論を進め、さらには、アジア諸国の法制度整備への貢献を重ねている。

当プロジェクトは、日本比較法研究所に設置した共同研究グループ「電子商取引法研究会」が、上記の国際機関、海外の大学・研究所、内外の官庁・関係諸団体と連携して進めてきた調査研究活動のプラットフォームと成果をベースにして、Fintech の時代における電子的決済取引の法的整備と実務的対応を研究している。

これまで、市ヶ谷キャンパスで定期開催の電子商取引法研究会では、2014年度第3回研究会より、「アジア諸国における資金決済の法制度整備の動向」と題して、学術シンポジウム2016に向けたシリーズ報告を開始し、すでに、2015年度に4回、2016年度に1回の研究会を開催した。年内に、あと2回の研究会日程が組



中国全人代・国際シンポジウムでの招待講演

まれている。また、この間、メンバーにより、2015年度には、ソウル国立大学金融法研究所シンポジウム「資本市場法制的懸案と課題」(2015年10月24日ソウル)、「中日韓電子決済と法規制」国際シンポ

ジウム (2015年11月6・7日北京)、「日本フィンテックの最近動向」韓国比較私法学会外国法研究会 (2015年12月28日ソウル) の講演・報告を行った。

2016年度には、電子商取引法研究会を随時開催し、6月には、中華人民共和国全人代主催「電子商取引立法国際シンポジウム」(2016年6月15・16日上海)への招待に応じて、日本の新立法動向を分析・紹介するとともに、各国から参加の研究者との交流をも進めた。これらを受け、本年11月には、本学施設を会場として、国際シンポジウム「Fintech2.0による支払決済法制的グローバル化：アジア諸国の協調と日本の役割」を開催する予定である。もとより、この一連の調査研究活動のなかで、関連 EU 指令の検討や、アメリカ合衆国でのスタートアップ企業の実態と法規制の展開過程の分析が進められ、必要な調査活動を実施する。こうした活動の成果が、他のプロジェクトと同様に、12月の学術シンポジウムでの一定の報告に結実することを期したいと思う。



## 2015年ミュンスターにて

日本比較法研究所 所員 檜崎みどり

2015年8月5日から2016年1月31日まで中央大学から半年間の在外研究の機会を得てドイツ・ミュンスター (Münster) に滞在した。同都市にはこれまで中央大学から多くの方が客員教授として又は長期



旧市庁舎

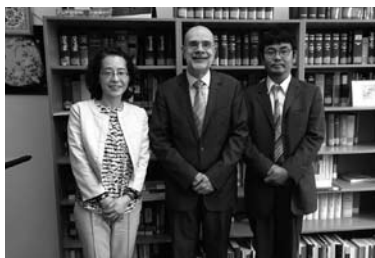
在外研究のために訪れている。街の中心には大聖堂と旧市庁舎に代表される司教区と商業区が対置し、塩の道などハンザ都市時代の商業道路が今も残る。自然も多く、アー湖からの水を湛えた川が街の中を流れ、郊外のドルトムント・エムス運河

では東欧から来た船が重い木材等を運んで進む。大学の構内でも水路に鴨が泳ぎ、木々に鳥が舞い、草原に多くの兎が跳ねる。

15年前に、近隣都市のオスナブリュック (州は異なるがミュンスターと共にウエストフェリア平和条約の締結地として名高い) に1年在外研究で滞在し、幾度かミュンスター大学を訪ねたことがあった。その折に大学を御案内くださったコロサー教授は亡くなられたが、令夫人が御健在で、今回の滞在ではそうした昔からの知己の方々とは再会することもできた。半年という短い期間ながら、大変に人に恵まれた滞在であった。

渡航前には、恩師の山内惟介教授からミュンスター大学の各教授に滞在時の世話について御依頼いただいております、それらの方々には滞在中、親身に公私にわたり再三御世話になった。個別に御名前を挙げさせていただくならば、学部長であったインゴ・ゼンガー教授、ペトラ・ポールマン教授、ディルク・エーラーズ名誉教授、ベルンハルト・グロスフェルト名誉教授、オットー・ザンドロック名誉教授、そしてこれらの方々の御家族である。

また、中央大学の同僚の先生方、中西又三名誉教授、畑尻剛教授、高田淳教授からは出発



大学にて ゼンガー教授と

前にミュンスターでの生活について御話を伺うことができた。

到着時には、ゼンガー教授の助手の Bühren 氏が車で迎えてくださり、ゼンガー教授夫妻とは翌日に面会し一緒に昼食を御馳走になった。ゼンガー先生は滞在中たびたび、他の研究者が訪問された折に引き合わせて、会食の機会を設けてくださった。ゲスト同士を知り合わせ、世界を広げるための、細やかな心遣いであった。



Nordkirchen にて エーラーズ教授と

学部長としてミュンスター大学で毎週のように開催されるシンポジウムや会合を切り盛りし、多忙を極められるなか、多くの学生や留学生、外国人研究者に対して常に親身に快活に接されておられる姿には、亡きコロサー教授の姿が重なって見えた。コロサー教授の愛弟子であったポールマン教授も、日常的な事柄から研究まで常に親身に相談に乗ってくださり、筆者に同行した中学生の息子のために、学校と交渉して手続きしていただき、学期の開始日には学校まで一緒に来てくださった。おかげで愚息はミュンスター最古の伝統



ポールマン教授御夫妻と

あるギムナジウムに通学できるようになったが、独語も英語も解さないので学校では青息吐息であったようだ。大学の研究室ではゼンガー教授

とポールマン教授のそれぞれの講座の学生諸氏に御世話になった。

退官された教授陣から受けた親切なおもてなしも、貴重な思い出である。エーラーズ教授は、2014年に退官されたが、大学の名誉教授の研究室で仕事に没頭されていた。日本からの研究者があれば良く食事に御誘いくださったほか、筆者の研究テーマの一つである国家補助と WTO 補助金協定について、公法の観点からドイツ法や EU 法の議論状況を

もふまえて御教授くださった。また、自宅に御招待いただき、ミュンスター名物の水壕の城であるノルドキルヒェン (Nordkirchen) とフィッシャリング (Vischering) に御案内いただいた。ミュンスターでの客のもてなし方で特徴的なのは、このようにアウスフルーク (Ausflug) と称する郊外への日帰



グロスフェルト教授御夫妻と孫のテオ君の旅をふるまわれることだろう。ミュンスターの歴史にかかわる場所や建物を案内して下さるのである。ポールマン教授も、多忙の合間を縫うようにして、やはり郊外の城ヒュルスホフ (Hülshof) (同地出身の女流詩人アネッテ・フォン・ヒュルスホフの名で有名な水の城) に連れて行ってくださった。グロスフェルト教授には、中世の歴史上重要な町をめぐる旅を頂戴した。毎回の御案内ごとに物を見る見方が変わっていった。ザンドロック教授にも、瞳の角膜移植手術が終わったばかりであったのに、御自宅での歓談を戴いた。

滞在中に確かめたいと考えていた点が二つあった。一つは、1992年協定を象徴とする中央大学との20年来にわたる研究者間の交流をめぐる事情であり、なぜミュンスターは魅力的な研究滞在先であり続け、なぜ本学を始め外国の諸大学と密な交流を行ってきたかであった。もう一つは、国際経済法において法主体として優先的に考えるべきは国家か企業かという学問上の問いである。

前者については次のような要因があるのではないかと心証を得た。まず、有力な教授連がミュンヘン大学等他大学からの招聘を断ってミュンスター大学に残り続け、家族と共に彼の地で長年暮らしていること。また、こうした古くからの教授陣が家族ぐるみで付き合い合っており、互いに良く知った仲であること。そうした密な関係に基づいて、他の都市や外国からの赴任者に対しても互いを理解し合うための機会を



大学式典にて ポールマン教授とコーサー夫人

惜しみなく提供するのをミュンスターの文化としていること。大学では同僚間の信頼関係に基づき協力して取り組む雰囲気が醸成されており、研究所などの組織運営についても所長クラスの同僚諸氏の合意をもって柔軟に変革してきたこと。たとえば、国際経済法研究所は、もともと二つの研究所 (フィーケンチャー教授の比較法研究所、メストメッカー教授の国際経済法研究所) であったのが、グロスフェルト教授とザンドロック教授が所長の時代に一つに統合されて二人の所長が並び立つ制度が採用された。現在の国際経済法研究所は4つの独立した部門を包括しており、4名の所長がいる。

後者もまた、聞くまでもないことであった。ミュンスターはオランダ国境に近いので、ハンザ同盟以前から、商人の国際交易が盛んであった。外国や外国人に対して開放的で、異文化を積極的に摂取する雰囲気は、当時からであろう。ドイツの歴史では封建諸侯勢力に対して国家による中央集権が及ぶのは周辺諸国に比べて遅く、中世以前から商人が活躍したミュンスター地方ではなおさら国家の存在感が薄いように感じる。グロスフェルト教授は企業を中心とする国際経済法の世界観を持っておられたが、同教授がオランダ国境近くの街に生まれ、商人の交易を世界の変革の源泉として観られる環境で育ったことが大きいのではないと思われる。



ザンドロック教授御夫妻

滞在中、15年前の古巣であったオスナブリュックのフォン・パール教授の研究所もまた定期的に訪れた。昔の「国際私法・比較法研究所」は、「ヨーロッパ法学研究所 (ELSI :European Legal Studies Institute)」と名前を変え、場所も移り、建物も近代的に変わっていた。しかし、同教授のEU加盟各国の民法を比較するゼミナールは変わっておらず、いまも若い世代の法律家がEU各国から研究所メンバーとして集められ、指定の法分野について自国法の判例学説等を持ち回りで毎週報告し、メンバーから提出される国別報告に基づき、フォン・パール教授が毎週数十頁を執筆されて、毎年分厚い本になって刊行されている。御世話になった教授の方々の顔を思い浮かべながら、今後の数年は、御恩返しに研究成果を出していかなければならないと思っている。

## 学術シンポジウムの開催について

巻頭記事でも紹介しておりますとおり、これまで3年間の研究活動成果の集大成として、2016年12月17日に、多摩キャンパスで第26回学術シンポジウム「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」を開催いたします。また、これから11月にかけて、各プロジェクトによる国際シンポジウム等の企画が開催されます。詳細は、随時研究所のウェブサイトでお知らせいたしますので、ぜひご参加ください。

## 新任所員紹介

新たに3名の先生方を所員にお迎えしました。



### 井田 良 (いだ まこと)

法学博士(ドイツ・ケルン大学法学部)。慶應義塾大学大学院法務研究科教授等を経て2016年より法務研究科教授。専門は刑法。



### 野田 博 (のだ ひろし)

一橋大学大学院法学研究科博士課程満期退学。小樽商科大学商学部助教授、一橋大学大学院法学研究科教授等を経て2016年より法学部教授。専門は民法。



### 宮下 修一 (みやした しゅういち)

博士(法学・名古屋大学)。静岡大学大学院法務研究科教授等を経て2016年より法務研究科教授。専門は民法・消費者法。

## 2016年度の研究体制について

### ◇メンバー

名誉研究所員 20名、 研究所員 106名  
客員研究所員 19名、 嘱託研究所員 273名

### ◇共同研究グループ ※「テーマ」(代表者)

1「米国刑事法の動向の研究」(椎橋 隆幸) / 2「犯罪学・被害者学の比較研究」(伊藤 康一郎) / 3「憲法裁判の基礎理論」(畑尻 剛) / 4「法とコンピュータ」(津野 義堂) / 5「日独会社法の当面する問題の比較法的研究」(丸山 秀平) / 6「英米の近時の刑事立法の研究」(椎橋 隆幸) / 7「ドイツ刑事判例研究」(曲田 統) / 8「紛争解決の手続法的課題」(二羽 和彦) / 9「女性の権利」(植野 妙実子) / 10「現代議会制の比較法的研究」(植野 妙実子) / 11「現代アメリカ商取引法の研究」(平泉 貴士) / 12「家族の現代的変容と家族法」(野澤 紀雅) / 13「金融取引に関する比較法的研究」(伊藤 壽英) / 14「電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究」(福原 紀彦) / 15「アメリカ統一商事法典(UCC)研究」(伊藤 壽英) / 16「労使関係の現代的展開と労働法」(山田 省三) / 17「「権利」をめぐる法理論」(松原 光宏) / 18「法オントロジー

の研究」(津野 義堂) / 19「21世紀におけるコーポレート＝ガバナンスの在り方」(丸山 秀平) / 20「少年法制の比較法的研究」(椎橋 隆幸) / 21「国際法過程の研究」(北村 泰三) / 22「東アジアにおけるコーポレート・ガバナンス研究」(豊岳 信昭) / 23「損害賠償制度の比較法的研究」(北井 辰弥) / 24「フランス商法の現代化」(豊岳 信昭) / 25「環境法政策の国際比較研究」(牛嶋 仁) / 26「倒産手続における担保権の処遇に関する比較法的研究」(木川 裕一郎) / 27「アジア・ビジネス法の理論的研究」(伊藤 壽英) / 28「生命倫理と法」(只木 誠) / 29「日韓刑事司法制度の比較研究」(柳川 重規) / 30「日中公法の比較研究」(通山 昭治) / 31「多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究」(遠藤 研一郎) / 32「弁護士業務の専門化」(森 勇) / 33「裁判規範の国際的平準化」(植野 妙実子) / 34「サイバースペースの法的課題と実務的対応」(堤 和通) / 35「英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究」(佐藤 信行) / 36「日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究」(佐藤 信行) / 37「高等教育に関する法と制度の比較研究」(早田 幸政) / 38「司法アクセスの普遍化の研究」(大村 雅彦) / 39「オーストリア共和国法の比較法的研究」(鈴木 博人) / 40「知的財産と情報に関する比較法的研究」(堀江 亜以子)

## これから開催される講演会

詳細は当研究所ウェブサイトでご確認ください  
▽ジェフリー・ラバース教授(アメリカン大学法科大学院)

7月1日(金) 16:00~18:00 市ヶ谷キャンパス  
テーマ:「2016年11月のアメリカ合衆国選挙が行政法に与えるインパクト」

▽ヴェロニック・シャンペイユ＝デスプラ教授(パリ西大学)

7月4日(月) 15:00~17:30 市ヶ谷田町キャンパス  
テーマ:「憲法学者の視点からみたパリテ－平等原則の実施なのか、破壊なのか」

▽フィリップ・ボンフィス教授(エクス・マルセイユ大学)

7月12日(火) 16:00~18:00 市ヶ谷キャンパス  
テーマ:「フランス少年法の動向」

▽何勤華(カ キンカ)教授(華東政法大学)

7月16日(土) 14:00~17:00 市ヶ谷キャンパス  
テーマ:「中国の特色ある社会主義法治の建設について」

## 編集後記

本号は、学術シンポジウムについて、各プロジェクトの研究経過等につき、ご紹介させていただきましました。檜崎所員によるミュンスターのご報告とあわせて、当研究所のグローバルな活動の一端を皆様にお伝えできたのではないかと思います。(北井記)